

新型コロナウイルス感染症に関し～助成金等のご紹介～

■雇用調整助成金

[文責] 労務管理アドバイザー
小石川 亮一

■緊急雇用安定助成金

概ね20人以下の職員を雇用する医院の場合には、手続きの簡略化が図られています。

対象となる労働者	雇用調整助成金：雇用保険加入職員 緊急雇用安定助成金：雇用保険非加入職員
条件	・新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月と比較して5%以上減少、3月以前の休業の場合は10%以上減少 ・職員を休業させ、休業手当を支給 (労働基準法で定める平均賃金の60%以上の手当)
日額上限額	1人あたり 15,000円 (4月1日を含む判定基礎期間から対象) ※判定基礎期間とは原則として給料の計算期間
緊急対応期間	令和2年4月1日～ 9月30日 (特例が適用となる期間)
問合せ先	宮崎労働局 職業対策課 助成金センター 0985-62-3125



■小学校休業等対応助成金

対象となる労働者	新型コロナウイルス感染防止対策として臨時休業等をした小学校等に通う子供及び新型コロナウイルスに感染した子供等の世話をを行うために休む職員
条件	年次有給休暇とは別の特別の休暇(賃金全額支給)を与え、休暇を取りやすい環境の整備を行うこと(就業規則に規定するのが望ましい) ※半日、時間単位などの休暇も対象
日額上限額	1人あたり 15,000円
対象期間	令和2年2月27日～ 9月30日
問合せ先	厚労省 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999

■母性健康管理措置による休暇取得支援助成金〈6月15日申請受付開始〉

対象となる労働者	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者
条件	年次有給休暇とは別の特別の休暇（賃金相当額の6割以上支給）を与え、制度の内容を全ての労働者に周知すること
助成額	有給休暇計5日以上20日未満：1人あたり25万円 以降20日ごとに15万円加算（上限100万円） ※1事業者あたり20人まで
対象期間	令和2年5月7日～9月30日
問合せ先	宮崎労働局 雇用環境・均等室 0985-38-8821

助成金については支給申請により各種要件があります。
詳細は各問合せ先までお願いいたします。
助成金全般、または労務管理に関するご相談は当センター
(0985-20-1211) まで、ご連絡ください。

◆国の第二次補正予算で新設された、医療従事者・介護従事者への慰労金
新型コロナウイルスの感染のリスクを負いながら最前線で働かれる医療従事者や介護従事者に対し、5万円から20万円の慰労金を支給。

今後、政府広報のテレビCMの放映、医療機関等向けのリーフレットの配布等により周知。

- 都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員※1
実際に、新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等である場合… **20万円**
上記以外の場合… **10万円**
- その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し
患者と接する医療従事者や職員※1… **5万円**

※1 対象期間（※2）に10日以上勤務した者であること

1日あたりの勤務時間は問わない、複数の事業所で勤務した場合は合算して計算する

※2 対象期間：当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発症日または受入日のいずれか早い日

新型コロナウイルスに関係した各種支援制度や感染症予防対策等についての情報については、内閣官房の新型コロナウイルス感染症証対策のページにて各種制度の情報が検索できます。

詳細は… corona.go.jp

検索 

本センターでは、労務管理・医業経営アドバイザーの派遣による無料相談対応を行っています。
※書類の作成、提出代行は無料相談の範囲には含まれません。